

令和 2 年 4 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 148 号。以下「改正政令」という。）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 192 号。以下「改正告示」という。）が、令和 2 年 4 月 22 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めることとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、労働者に健康障害を生じさせるおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、必要な規制を行っている。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号。以下「評価基準」という。）、作業環境測定基準

(昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。)等について、所要の改正を行ったものである。

2 改正政令の概要

(1) 特定化学物質の追加

特定化学物質(第2類物質)に、「溶接ヒューム」を追加するとともに、「マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)」の「(塩基性酸化マンガンを除く。)」を削除したこと。この結果、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業又は業務について、新たに作業主任者の選任(法第14条関係)、作業環境測定の実施(法第65条関係。塩基性酸化マンガンに係る業務に限る。)及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施(法第66条第2項前段関係)が必要となること。

(2) 溶接ヒュームに係る作業環境測定の適用除外

特定化学物質(第2類物質)に適用される規制のうち、作業環境測定を行うべき作業場については、溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場を除いたこと。

3 改正省令の概要

(1) 特化則(溶接ヒュームへのばく露防止)関係

ア 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じることを義務付けたこと。

イ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することを義務付けたこと。

ウ イによる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じることを義務付けたこと。

エ ウの措置を講じたときは、その効果を確認するため、イの作業場について、イの測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測

定することを義務付けたこと。

オ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けたこと。

カ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業場についてのイ及びエによる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けたこと。

キ カの呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期的に、カの呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することを義務付けたこと。

ク イ又はエによる測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することを義務付けたこと。

ケ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除することを義務付けたこと。

コ 事業者からオ又はカの呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用することを労働者に義務付けたこと。

（2）特化則（健康診断）関係

金属アーク溶接等作業に係る業務に従事する労働者について、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断の実施を義務付けたこと。さらに、健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものについては、医師による追加の健康診断の実施を義務付けたこと。

4 改正告示の概要

（1）評価基準関係

管理濃度に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その管理濃度を「マンガンとして0.05mg/m³」に引き下げたこと。

（2）特化則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）関係

局所排気装置の具備すべき性能に係る「物の種類」について、「マンガ
ン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マン
ガン及びその化合物」に改めるとともに、その抑制濃度を「マンガ
ンとして0.05mg/m³」に引き下げたこと。

（３）測定基準関係

個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試
料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサン
プリング）による作業環境測定の対象となる「低管理濃度特定化学
物質」に「マンガ
ン及びその化合物」を追加したこと。また、特定
化学物質の濃度の測定方法等に係る「物の種類」について、「マン
ガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガ
ン及びその化合物」に改めるとともに、その試料採取方法について、
測定基準第２条第２項の規定による要件に該当する分粒装置を用
いるろ過捕集法としたこと。

５ 施行日、準備行為及び経過措置

ア 改正政令、改正省令及び改正告示は、令和３年４月１日に施行す
ることとしたこと。

イ 改正政令については、改正後の令第６条第18号に掲げる作業（改
正前の令第６条第18号に掲げる作業に該当するものを除く。）につ
いては、令和４年３月31日までの間は、当該作業の作業主任者を選
任することを要しないこととしたこと。

ウ 改正省令の３（１）イの適用については、事業者は、令和３年４
月１日から令和４年３月31日までの間、厚生労働大臣の定めるところ
により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着す
る試料採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等
作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒュームの
濃度を測定しなければならないこととしたこと。

エ 改正省令の３（１）イの屋内作業場については、令和４年３月31
日までの間は、改正省令の３（１）ウ、エ、カからクまで及びコ（３
（１）カの呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）は、適用しな
いこととしたこと。

オ その他所要の経過措置を改正省令及び改正告示に設けることと
したこと。

第２ 細部事項

１ 改正政令関係

(1) 令別表第3関係

ア 塩基性酸化マンガンのばく露による有害性については、塩基性酸化マンガンを含む溶接ヒューム及び溶解フェロマンガンヒュームのばく露による神経機能障害が多数報告され、その多くには、ばく露量－作用関係が認められた。さらに、塩基性酸化マンガンに関する特殊健康診断において、一定の有所見者（2.4%）が認められた。これらを踏まえ、塩基性酸化マンガンを特定化学物質（第2類物質）に追加したこと。

イ 溶接ヒュームのばく露による有害性については、含有されるマンガンによる神経機能障害に加え、溶接ヒュームのばく露による肺がんのリスクが上昇していることが多数報告され、ばく露量－作用関係も大規模疫学研究等で確認された。このため、溶接ヒュームとマンガン及びその化合物の毒性、健康影響等は異なる可能性が高いことから、溶接ヒュームを独立した特定化学物質（第2類物質）として追加したこと。

(2) 令第21条関係

金属アーク溶接等では、溶接不良を避けるため溶接点での風速制限があり、実態調査において、仮に管理濃度（溶接ヒューム中のマンガン濃度）を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ とした場合、第3管理区分に相当する作業場所が6割程度を占めたこと等を踏まえると、仮に局所排気装置等の設置が可能である場合であっても、全ての事業場において、局所排気装置等を用いた作業環境改善措置のみによって溶接ヒューム中のマンガン濃度を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ （レスピラブル粒子。以下同じ。）まで一律に低減させることは困難と見込まれる。このため、溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、作業環境測定及びその結果に基づく措置の実施を義務付けないこととし、改正省令において、有効な呼吸用保護具の使用等の溶接ヒュームのばく露を防止するための措置を義務付けたこと。

2 改正省令関係

(1) 特化則第38条の21第1項関係

ア 本項の「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれないこと。なお、自動溶接を行う場合、「金属アーク溶接等作業」には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露す

るおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれないこと。

イ 本項の「全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置」の「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置及び局所排気装置が含まれること。

(2) 第38条の21第2項関係

ア 本項で規定する空気中の溶接ヒューム濃度の測定は、屋内作業場における作業環境改善のための測定でもあることから、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に限定して義務付けたこと。

イ 本項の「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われないものを行う屋内作業場は含まれないこと。

ウ 本項の金属アーク溶接等作業の方法を「変更しようとするとき」には、溶接方法が変更された場合、及び、溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合が含まれること。

エ 本項及び本条第4項で規定する測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。

(3) 第38条の21第3項関係

ア 本項の「その他必要な措置」には、溶接方法、母材若しくは溶接材料等の変更による溶接ヒューム発生量の低減、集じん装置による集じん又は移動式送風機による送風の実施が含まれること。

イ 本項の規定は、本条第2項の測定結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回る場合、又は、同一事業場における類似の金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業場に係る本条第2項の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等の措置を十分に検討した場合であって、その結果を踏まえた必要な措置をあらかじめ実施しているときに、さらなる改善措置を求める趣旨ではないこと。

(4) 第38条の21第5項関係

本項は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときには、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付ける趣旨であること。

(5) 第38条の21第7項関係

ア 本項に規定する呼吸用保護具の装着の定期的な確認は、面体と顔面の密着性等について確認する趣旨であることから、「呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）」という規定は、フード形、フェイスシールド形等の面体を有しない呼吸用保護具を本項の確認の対象から除く趣旨であること。

イ 本項の規定により記録の対象となる確認の「結果」には、確認を受けた者の氏名、確認の日時及び装着の良否が含まれ、当該確認を外部に委託して行った場合は、受託者の名称等が含まれること。

(6) 第38条の21第9項関係

本項の「水洗等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機による清掃が含まれるが、当該真空掃除機を用いる際には、粉じんの再飛散に注意する必要があること。

(7) 別表第3及び別表第4関係

ア 別表第3第62号及び別表第4第51号に規定する業務に係る健康診断は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、医師による特殊健康診断を行うことを義務付ける趣旨であること。

イ 別表第3第62号及び別表第4第51号に規定する健康診断の項目は、マンガン及びその化合物に係る健康診断の項目と基本的に同一であること。

ウ 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法（昭和35年法律第30号）に基づくじん肺健康診断が義務付けられていることに留意すること。なお、同法の解釈（昭和53年4月28日付け基発第250号）では、「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないと示されていること。当該健康診断と同様、特化則に基づく健康診断に係る対象者についても、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があること。

(8) その他

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンを特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けることに伴い、以下の作業管理等に関する規定等が適用となること。

ア 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第35条）

イ ばろ等の処理（特化則第12条の2）

- ウ 不浸透性の床（特化則第21条）
- エ 関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）
- オ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
- カ 特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条）
- キ 休憩室の設置（特化則第37条）
- ク 洗浄設備の設置（特化則第38条）
- ケ 喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
- コ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）

3. 改正告示関係

（1）評価基準関係

評価基準別表第30号のマンガン及びその化合物に係る管理濃度は、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）及び欧州委員会（EC）科学委員会の提案理由書及びそれらに引用されている文献等を踏まえ、マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ としたこと。

（2）測定基準関係

ア 測定基準第10条第5項の改正は、マンガン及びその化合物に係る作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（個人サンプリング法）によることができることを規定した趣旨であること。

イ 測定基準別表第1のマンガン及びその化合物の項の中欄に規定する「第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置」とは、レスピラブル粒子を捕集できる分粒装置付きの試料採取機器であって、すでに粉じんに係る作業環境測定で使用されているものと同様のものであること。

政令第四百十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二條第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別表第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同号中34の2を34の3とし、34の次に次のように加える。

34の2 溶接ヒューム

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（作業主任者を選任すべき作業） 第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 一〇十七 （略） 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。） 十九〇二十三 （略） （作業環境測定を行うべき作業場） 第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。 一〇六 （略） 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、	（作業主任者を選任すべき作業） 第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 一〇十七 （略） 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。） 十九〇二十三 （略） （作業環境測定を行うべき作業場） 第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。 一〇六 （略） 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に

19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。))を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを

掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。))を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを

除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四六（略）
2・3（略）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一（略）

二 第二類物質

1 32（略）

33 マンガン及びその化合物

33の2・34（略）

34の2 溶接ヒューム

34の3（略）

35 37（略）

三（略）

除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四六（略）
2・3（略）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一（略）

二 第二類物質

1 32（略）

33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）

33の2・34（略）

（新設）

34の2（略）

35 37（略）

三（略）

○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第一百条第一項、第一百三十一条及び第一百三十条、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第五条、第七条第四号、第十四条第三項、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十三条第一項第三号及び第二項、第三十四条の二第三項、第四十三条並びに第五十一条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十八号、第二十一条第七号及び第二十二條第一項第三号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
（表の本文）	（表の本文）
（表の本文）	（表の本文）

改正後	改正前
目次 第一章～第五章 (略) 第五章の二 特殊な作業等の管理 (第三十八条の五―第三十八条の二十一) 第六章～第十章 (略) 附則 (適用の除外) 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。 一七 (略) 八 令別表第三第二号34の3に掲げる物又は別表第一第三十四号の三に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の	目次 第一章～第五章 (略) 第五章の二 特殊な作業等の管理 (第三十八条の五―第三十八条の十九) 第六章～第十章 (略) 附則 (適用の除外) 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。 一七 (略) 八 令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一、四 （略）

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一、四 （略）

(新設)

において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。	3 事業者は、前項の規定による空气中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。	4 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。	5 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。	6 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。	7 事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。	8 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。	一 測定日時 二 測定方法
--	---	---	--	---	--	---	----------------------------

業 務	期間	項	目	三	測定箇所
				四	測定条件
				五	測定結果
				六	測定を実施した者の氏名
				七	測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
				八	測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
				九	事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
				十	労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
				別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	
				一	三十二（略）
三十三	マンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。				
三十三の二・三十四	（略）				
三十四の二	溶接ヒュームを含有する製剤その他の物。ただし、溶接ヒュームの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。				
三十四の三	（略）				
三十五	三十七（略）				
別表第三（第三十九条関係）					

業	務	期間	項	目	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）
					一 三十二（略）
					三十三 マンガン又はその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
					三十三の二・三十四（略）（新設）
					三十四の二（略）
					三十五 三十七（略）
					別表第三（第三十九条関係）

別表第四（第三十九条関係）			(略)	
業 務	項 目	(略)	(略)	
			(略)	
(略)	溶接ヒューム（これをそ	一 作業条件の調査	(略)	
			(略)	
(略)	溶接ヒューム（これをそ	二 溶接ヒュームによるせき	(略)	
			(略)	
(略)	溶接ヒューム（これをそ	三 たん、仮面様顔貌、膏顔	(略)	
			(略)	
(略)	溶接ヒューム（これをそ	四 せき、たん、仮面様顔貌	(略)	
			(略)	
(略)	溶接ヒューム（これをそ	五 握力の測定	(略)	
			(略)	

別表第四（第三十九条関係）			(新設)	
業 務	項 目	(略)	(新設)	
			(新設)	
(新設)	溶接ヒューム（これをそ	一 作業条件の調査	(新設)	
			(新設)	
(新設)	溶接ヒューム（これをそ	二 溶接ヒュームによるせき	(新設)	
			(新設)	
(新設)	溶接ヒューム（これをそ	三 たん、仮面様顔貌、膏顔	(新設)	
			(新設)	
(新設)	溶接ヒューム（これをそ	四 せき、たん、仮面様顔貌	(新設)	
			(新設)	
(新設)	溶接ヒューム（これをそ	五 握力の測定	(新設)	
			(新設)	

(五) (五)	(五) (五)
(略)	の重量のパーセントを 超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造 し、又は取り扱う業務 二 呼吸器に係る他覚症状又は 自覚症状がある場合は、胸部 理学的検査及び胸部のエツク ス線直接撮影による検査 三 パーキンソン症候群様症状 に関する神経学的検査 四 医師が必要と認める場合は 、尿中又は血液中のマンガン の量の測定
(五) (五)	(五) (五)
(略)	

様式第三号（裏面）を次のように改める。

三号（裏面）を次のように改める。

A large, simple line drawing of an arrow pointing to the left. The arrow is composed of a horizontal line and two diagonal lines forming the tail. It is positioned in the upper left quadrant of the page, pointing towards the right margin.

様式第3号（第1条関係）（裏面）

備考

- 1 「□」で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り返したりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明確に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を1回健康診断を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健康診断月日は報告日に最も近い健康診断月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事故の経緯」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健康年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保護係長」、「健康年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業別の氏名」の欄及び「事業者氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	炭りんマンチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	融性フロビレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	ホルムアル（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1 ジメチルヒドランジ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	217	シアン化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーラーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	炭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（炭化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジエオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名PCB）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジオシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジニジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロイソプロパノール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラ ジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロロベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	酸化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ペーラーノビオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンジアミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロロエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リソラトリートセラムックソニアパー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルトトリジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	234	二酸化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	二酸化ニアンチン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト フタロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	酸化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	260	溶剤ヒューム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボールを除き、粉状のものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	酢素及びその化合物（アルシ及び酸化カリウムを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第二条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係） 一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場 二 （略） 三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2及び34の3に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二及び第三十四号の三に掲げる物並びに次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場 四・五 （略）	別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係） 一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場 二 （略） 三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場 四・五 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（測定等に関する経過措置）

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、

同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書及び第二条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則様式第十八号による申請書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○厚生労働省告示第百九十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項、第六十五条の二第二項及び第一百三条、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項（同令第三十八条の十二第二項、第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（同令第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十二条及び第三十条の規定に基づき、作業環境評価基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

作業環境評価基準等の一部を改正する告示

（作業環境評価基準の一部改正）

第一条 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表(第二条関係)			別表(第二条関係)		
備考 (略)	物の種類	管理濃度	備考 (略)	物の種類	管理濃度
	三十 マンガン及びその化合物	マンガンをとして $0.05 \frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$		三十 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンをとして $0.2 \frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$

(特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正)

第二条 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

第一表（第一号）		第二表（第二号）	
品名	性状	品名	性状
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.	

改正後

特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第七條第一項第五号(第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。及び第五十條第一項第七号へ(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号、第三十四号若しくは第三十四号の三から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。

改正前

特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号(第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。及び第五十條第一項第七号へ(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。

物の種類		値
(略)		
マンガン及びその化合物		マンガンとして〇・〇五ミリグラム
(略)		
備考	(略)	
(略)		

物の種類		値
(略)		
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)		マンガンとして〇・二ミリグラム
(略)		
備考	(略)	
(略)		

の一部を次の表のように改正する。

[illegible]

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(試験) 第二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。				(試験) 第二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。			
規則別表第四号の	試験の科目	範囲	囲	試験の科目	範囲	囲	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術			別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術			
	規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術			別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術			
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法		別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法		

作業場の作業環境について行う分析の技術	
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)

2
(略)

(講習)
第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)	吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。）に掲げる物の分析	(略)

2
4
(略)

場の作業環境について行う分析の技術	
別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)

2
(略)

(講習)
第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)	吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析	(略)

2
4
(略)

(作業環境測定基準の一部改正)

第四条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2・3 (略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

改正前

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2・3 (略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

2、19、21、22、23、27の2若しくは33に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一六（略）

69（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略） インジウム化合物	第二条第二項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるる過捕集方法	（略）
（略） マンガン及びその化合物	第二条第二項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるる過捕集方法	（略）
（略）		

2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一六（略）

69（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略） インジウム化合物	第二条第二項の規定に該当する分粒装置を用いるる過捕集方法	（略）
（略） マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	ろ過捕集方法	（略）
（略）		

作業環境測定結果摘要書

測定対象物の名称				(主成分)								
				整理番号								
測定実施 年月日	一日目の測定		二日目の測定		第一評 価値	第二評 価値	B測定 値又は D測定 値	管理 濃度	管理 区分	作業環境測定士又は作業環境測定機関		
	M ₁	σ_1	M ₂	σ_2						氏名又は名称	登録番号	印

- 備考
- 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。
 - 2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に作業環境測定特別許可申請書(様式第1号)に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。
 - 3 「測定対象物の名称」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種類以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあっては、「混合有機溶剤」と記入し、()内に主成分の名称を記入すること。
 - 4 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M₁及びM₂はA測定又はC測定の測定値の幾何平均値を σ_1 及び σ_2 はA測定又はC測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。
 - 5 「B測定値又はD測定値」の欄は、B測定値又はD測定値が二以上ある場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値又はD測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

(特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正)

第五条 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（表の左側欄）	（表の右側欄）
----------------	----------------

改正後	改正前
特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）<u>第八条第一項（第三十八條の十二第二項、第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</u> 一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。 イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）<u>第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフールドの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</u> ロ（略） 二（略）	特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）<u>第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</u> 一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。 イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）<u>第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフールドの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</u> ロ（略） 二（略）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現にある第四条の規定による改正前の作業環境測定基準様式第二号による摘要書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。